住宅の水漏れについて ～団地保険への加入のお勧め～

最近、市営住宅で過失による水漏れが多発しています。

洗濯機の排水ホースのはずれや、浴槽の排水パイプ付近の目づまりなどが主な原因です。

また、過失により発生した火災の消火活動による水損も、年間5～6件発生しています。

いずれも、階下の方の家財に被害を与えた場合は、原因者が補償の責任を負うことになり、補償の交渉も当事者同士で行っていただくことになります。

もしもの場合に備えて、団地保険への加入をお勧めします。

※保険の加入については、各損害保険会社へお問い合わせください。

家賃の滞納が続くと住宅を明け渡していただきます

家賃の滞納が続くと、最終的には、強制執行により住宅の明け渡しとともに財産の差押えなどを行います。実際に年間100件前後、強制執行による住宅の明け渡しを行っています。

また、連帯保証人に対しても、滞納者に対する納付指導文書の送付や、滞納家賃の請求を行います。それでもなお滞納が続くと、連帯保証人に対しても、滞納家賃等の請求の訴訟を行うことになります。

このようなことにならないように家賃は必ず納期限までにお支払いください。

地上デジタルテレビ放送の受信について

現在、地上デジタルテレビ放送が本格的に始まっています。市営住宅では、デジタルテレビまたはデジタルチューナーを用意していただくと視聴できるようになっています。

なお、ケーブルテレビや集合アンテナなどが利用できない住宅で、個人所有のアンテナで視聴されている方は、各自で対応をお願いします。

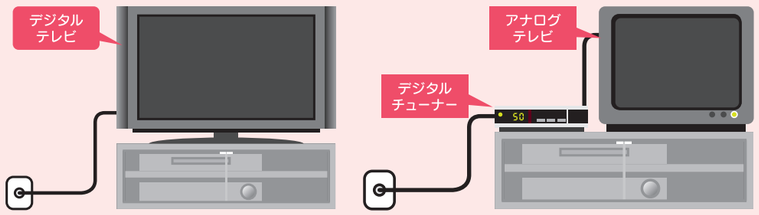

問い合わせは 住宅都市局住宅管理課
☎092-271-2554

または 住宅供給公社保全課
☎092-271-3030

市営住宅センターだより

発行／市営住宅センター
〒812-0025 福岡市博多区店屋町4番1号
福岡市住宅供給公社内
092-271-0901（業務課）
http://www.nicety.or.jp/
発行日／2010年6月15日

■ 7月に収入申告書の提出をお願いします

市営住宅の家賃は、入居者全員の収入や家族構成に応じて、毎年決定されます。

今回送付する収入申告書の提出により、**平成23年度（平成23年4月から平成24年3月）**の家賃が決定されます。

収入申告書の提出がないと最高額の家賃になりますので、期限内に必ず提出してください。収入申告書は、6月下旬から7月上旬にかけて全世帯に送付します。

収入申告書「同意書」に本人署名で所得証明書類の添付が不要になります（一部の人を除く）

収入申告書の一番下にある「同意書」欄に本人が署名していただいた場合は、市が各世帯の市県民税の課税内容等について調査及び確認を行い、確認した内容を所得証明書類の添付に代えますので、所得証明書類の添付が不要になります。

ただし、次の人は市で所得の確認ができませんので、所得証明書類の添付が必要です。

①今年になって市外から転入した人や単身赴任など、平成22年1月1日現在で、お住まいの市営住宅所在地に住民登録されていない人。

②事業所得がある人など、税務署等で税の確定申告が必要な人のうち、申告期限までに確定申告をしていない人。

〈注1〉転出・転入等の必要な手続きを行っていない場合や、家賃の滞納がある場合は、収入申告書の提出があっても受け付けないことがあります。

〈注2〉税の確定申告において、障害者控除等の申告をしていない場合は、身体障害者手帳等の写しを同封してください。

□ 申告していただく所得について

申告していただく所得は、平成21年1月1日から12月31日までの所得です。

□ 収入申告書に記載されている人について

収入申告書には、市営住宅センターに入居・同居の届出をしている人及びその住宅に住民票をおいている人を記載しています。記載されている人のうち、転出や死亡の未届けの人は「住民票無」で、また、同居未届けの人は「市住届無」（氏名は＊＊＊）と表記されています。

※最近、転入等の手続を行わず市営住宅に居住している人が見受けられます。**入居者に異動（出生・転入・転出・死亡等）がある場合は、市営住宅センターに届け出る必要があります。**ただし、同居できる人には条件がありますので、至急お問い合わせください。

※入居の要件を満たさない場合は、住宅の明け渡しを求めることになりますのでご注意ください。

問い合わせは業務課調査係へ ☎092-271-0901

6月28日～9月30日の間は、収入申告専用の回線を設置します ☎092-271-1022

防災対策を行いましょう

火災や地震などの災害は、いつ、どこで発生するかわかりません。

緊急時の連絡方法や非常持ち出し品の用意等、日頃からできる対策を行い、また、万一火災などが発生した場合に、被害を最小限にとどめるために、市営住宅にお住まいの皆さまで協力し、初期消火や避難活動を行うことが大切です。

★防災訓練に参加を

119番の通報の仕方や、消火器の使い方、避難経路などを確認するために、地域の防災訓練等に積極的に参加しましょう。また、自治会等を中心として自衛消防訓練を行いましょう。実施する際は所轄の消防署へ、訓練の届け出を行ってください。

なお、福岡市市民防災センターでは防災・救急に関する、出前講座も行っていますのでご利用ください。

◎福岡市市民防災センター ☎092-847-5990

★ベランダ・階段・通路など共用部分の整理整頓

ベランダが植木や荷物などに占領されていませんか?共用通路に自転車などを置いていませんか?火災時に自分が逃げる時だけでなく、消防隊が火災現場に向かう妨げにもなってしまいます。階段や防火扉、玄関前の通路には荷物を置かないようにし、いつでも通られるようにしておきましょう。

住宅用火災警報器の自主点検を

市営住宅では、消防法の改定に伴い、平成18年度から住宅用火災報知器の設置をおこなっています。

この警報器は、煙検出部の異常や電池切れを検出してお知らせする、自動試験機能があります。警報音や作動灯の点滅にご注意ください。

また、正常に作動することを確認するため、定期的に（1カ月に1度）または、3日以上留守にされたときは、テストボタン（警報停止ボタン兼用）を押して（または、引きひもがある場合は引いて）、テストしてください。

正常に警報器が作動している場合は、警報音が鳴り、作動灯が点滅（点灯）します。（メーカーによって警報音等が異なりますので、下表をご確認ください。）

警報音が鳴らない、作動灯が点滅しない、または下表以外の警報音が鳴る場合は、取扱説明書でご確認いただくか、保全課にお問い合わせください。

なお、まだ住宅用火災警報器の設置がお済みでない場合は、保全課までご連絡ください。

◇正常な場合の火災警報器の作動状態（メーカーによって異なります。）

松下電工（National）（現パナソニック電工）	警報音が「ピーピーピー」と鳴り、作動灯が点滅。
能美防災（NOHMI）	警報音が「ピピ、ピーピーピー」と鳴り、作動灯が点灯。
ホーチキ	警報音が「ピー、ピー、ピー」と鳴り、作動灯が点滅。
ニッタン	警報音が「ピーッ！ピーッ！ピーッ！」と鳴り、作動灯が点滅。

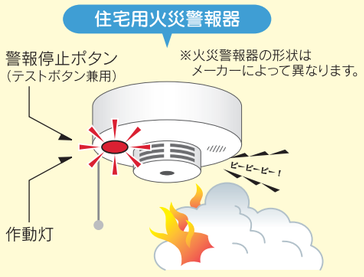

テストの時、決してライターなどの炎を使用しないでください。警報器を壊すばかりでなく、火災の原因となります。

テストをする時は、安定した台に乗って行ってください。転倒してケガをする恐れがあります。

問い合わせは保全課へ ☎092-271-3030

福岡市からのお知らせ

福岡市食の自立支援・配食サービス　をご存じですか？

1 サービス内容

福岡市では、食の自立支援・配食サービスを行っています。

①調理が困難な高齢者等に、栄養バランスのとれた食事（昼食）を配達します。

②配達時に安否の確認を行います。

2 利用回数

◎1日1食（昼食を配達します）

◎週1～7回（身体状況等により利用回数が異なります）

3 利用者負担

1食あたり450円

4 対象者

このサービスの対象者は、一定の要件を満たす65歳以上の高齢者、65歳未満の身体・知的障がい者の方です。

詳しいお問い合わせ、申込みなどは、各区の保健福祉センター福祉・介護保険課へ

	連絡先	
	電話番号	FAX
東区福祉・介護保険課	645-1071	631-2191
博多区福祉・介護保険課	419-1078	441-1455
中央区福祉・介護保険課	718-1145	771-4955
南区福祉・介護保険課	559-5127	512-8811
城南区福祉・介護保険課	833-4102	822-2133
早良区福祉・介護保険課	833-4352	831-5723
西区福祉・介護保険課	895-7063	881-5874